

指定納付受託者及び収納代行事業会社による建築行政手続の手数料等
の納付に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、下記事項及び裏面の条
項により協定を締結する。

- 1 件 名 指定納付受託者及び収納代行事業会社による建築行政手続の手数料等の納
付に関する協定書
- 2 協定金額 別紙1のとおり
- 3 協定期間 令和5年●月●●日から令和6年3月31日の支払手続完了分に係る立替
払金の払込完了日まで
- 4 履行場所 仕様書のとおり

(総則)

第1条 甲及び乙は、標記の協定書及びこの約款（以下「協定書」という。）に基づき、別添仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、協定書に記載する協定期間、仕様書により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この協定書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この協定の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この協定書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この協定書及び仕様書における期間の定めについては、この協定書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この協定に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この協定について協定に定める業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

(一般的損害等)

第4条 この協定の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(業務責任者)

第5条 乙は、受託業務の履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して協定の履行状況等について報告を求めることができる。

(完了報告)

第7条 乙は、仕様書により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに甲に対して業務完了報告書を提出して確認を受けなければならない。ただし、乙が提供する管理用画面等において、業務を履行し旨が確認できる明細を閲覧・ダウンロードできる場合は、それをもって報告書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る業務完了報告書の提出等について、当月分をまとめて月1回提出

することを指示することができる。

3 乙は、第1項の確認の結果、業務の履行に疑義が生じた場合は、適切な措置を講じなければならない。

4 乙は、第1項の確認が終了したときをもって当該確認を受けた部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第8条 甲は、乙が前条第1項の確認の結果、業務の履行が確認できないときは、期限を指定して業務の再履行を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定により業務の再履行を命ぜられたときは、直ちにその業務を再履行しなければならない。この場合において、業務の再履行が終了したときは、甲に届け出て、その確認を受けなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項の確認が終了したときについて準用する。

第9条 乙が再履行に応じないときその他この協定から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。

なお、このために乙に損害が生じても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第10条 乙は、仕様書により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期をすることができる。

(遅延違約金)

第11条 乙の責めに帰すべき理由により、仕様書により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から協定に定める業務を終了した日までの日数に応じ、協定金額に国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額)とする。

3 乙が第8条第1項の規定による業務の再履行をするに当たり、同項で指定した期限を超えたときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(協定内容の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この協定の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により協定金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による協定内容の変更)

第13条 協定締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により協定内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、協定金額その他の協定内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第14条 乙は、第7条又は第8条の規定による甲による確認を終えたときは、甲が仕様書に定める方法により、当該履行に係る代金を甲に対して請求することができる。

2 乙は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

3 甲は、受託者から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。ただし、甲が仕様書により別に定めるとおり、甲乙の協議により、乙は立替払金から運用費用を差し引いた金額を都の指定する口座へ入金し、甲は立替払金との相殺で運用費用を支払うことができる。

4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を終了しないとき、又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第8条第1項の業務の再履行がなされないとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの協定の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの協定に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、甲の承諾を得ずにこの協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの協定の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは協定を締結した目的を達することができないとき。

(5) 協定の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ協定を締結した目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであると

き。

- (7) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員その他計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団又は個人をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの協定により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第17条の規定によらないで、乙がこの協定の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この協定に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この協定に関して、同法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この協定に関し、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（協定が解除された場合等の違約金）

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、推定総金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの協定が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの協定を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、協定保証金の納付が行われているときは、甲は、当該協定保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第16条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は協定期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第12条の規定により、甲が協定内容を変更しようとする場合において、協定金額が当

初の額の2分の1以下に減少することとなるとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により協定が解除された場合について準用する。
(協定解除等に伴う措置)

第18条 協定が解除され、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは乙の債務について履行不能となった場合（以下「協定が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

- 2 乙は、協定が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 乙は、協定が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第15条、第15条の2又は第15条の3第1項若しくは同条第2項の規定により協定が解除された場合等においては甲が定め、第16条又は前条の規定により協定が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第19条 乙は、第15条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が協定を解除するか否かを問わず、賠償金として、協定金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。協定を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第20条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する協定代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第21条 この協定書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第22条 この協定書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第23条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

この協定の締結の証として、甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都 印

乙 住所 氏名 印

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

協定項目	想定月数	想定取扱金額	協定額（税込）
初期導入費用			●円
運用費用			
月額固定費用 （共通）	3か月		1か月につき、●円
月額固定費用 （クレジット）	3か月		1か月につき、●円
手数料 （クレジット）	3か月	1か月につき、 2,300,000円	1か月につき、1か月のクレジット 収納取扱実績金額に●% を乗じた金額
トランザクション処理料 （クレジット）	3か月	1か月につき、 1,800件	1か月につき、1か月の クレジット収納発生件数に ●円を乗じた金額
売上処理料 （クレジット）	3か月	1か月につき、 1,800件	1か月につき、1か月の クレジット収納発生件数に ●円を乗じた金額
月額固定費用 （ペイジー）	3か月		1か月につき、●円
手数料 （ペイジー）	3か月	1か月につき、 1,610,000円	1か月につき、1か月のペイジ ー収納取扱実績金額に●%を 乗じた金額 （ただし、取扱い1件当たりの 最低手数料金額は●円とする）
売上処理料 （ペイジー）	3か月	1か月につき、 170件	1か月につき、1か月の ペイジー収納発生件数に ●円を乗じた金額

推定総金額（税込） ￥●●●—

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る協定解除)

第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（乙が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この協定を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 甲は、前項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3 協定書第15条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定により解除した場合について準用する。

4 協定解除に伴う措置については、協定書第18条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。

5 協定書第18条第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が定めるものとする。

(協定に定める業務の委託禁止等)

第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は甲の競争入札参加資格を有する者以外の者で甲の委託から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に協定に定める業務を委託してはならない。

2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に協定に定める業務を委託していた場合は、甲は、乙に対し、当該委託の解除を求めることができる。

3 前項の規定により委託解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第2項に規定する委託の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲の協定から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

第3条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（協定に定める業務を委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 乙は、協定に定める業務を委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該業務を再委託した者に指導しなければならない。

4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲の協定から排除する措置を講ずることができる。